

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小池善明

売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等の  
明確化に伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、「業務規程」等の一部改正を行い、本年6月28日から施行します。（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、システム障害等により、本所から売方会員及び買方会員に対して送信する売買内容の通知に不備があった場合の取扱い等について明確化することに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

I. 改正概要

- ・本所は、システム障害等により、売買が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、本所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて通知するものとします。
- ・顧客は、本所において成立した売買の内容が本所から会員に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には本所から会員に対して改めて通知されることを理解したうえで、会員に対して有価証券の売買を委託するものとする。

- ・業務規程第23条
- ・受託契約準則第6条の3

II. 施行日

- ・2021年6月28日から実施します。

以上

売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等の明確化に伴う  
「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 .....	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の通知及び確認)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 本所は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第1項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、本所がその都度定めるところにより、本所において成立した売買の内容を改めて売方会員及び買方会員に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年6月28日から施行する。</p>	<p>(売買の通知及び確認)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引所における売買内容の通知)</p> <p><u>第6条の3 顧客は、取引所において成立した売買の内容が業務規程第23条第1項の規定により取引所から会員に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には同条第4項の規定により取引所から会員に対して改めて通知されることを理解したうえで、会員に対して有価証券の売買を委託するものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年6月28日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>